

○大野城市小規模契約希望者登録要綱（平成16年10月25日要綱第35号）

（目的）

第1条 この要綱は、本市が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、物品の購入等（以下「小規模契約等」という。）について、大野城市競争入札参加資格等に関する規程（平成7年規程第1号）第7条に基づき、有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）への記載が困難な、市内に主たる事業所を置く小規模事業者等を希望により登録し、これら登録された小規模事業者等の積極的な活用を図ることにより、市内の小規模事業者等の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

（対象となる契約）

第2条 小規模契約等の対象となる契約は、原則として内容が容易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、設計金額が次の各号に掲げる額を超えない場合とする。

- （1） 小規模な建設工事や修繕等及び製造の請負 50万円
- （2） 財産（物品、動産等）の買入れ 30万円
- （3） 使用料及び賃借料 20万円
- （4） 前各号以外のもの 30万円

（資格、要件）

第3条 小規模契約等を受注できる者は、あらかじめ小規模契約等希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者（以下「登録者」という。）とし、必要な資格、要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人であること。
- （2） 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
- （3） 有資格者名簿に記載されていないこと。
- （4） 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- （5） 市税等を滞納していないこと。
- （6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと（法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。）。

一部改正〔平成18年要綱6号・22年28号〕

（登録の申請）

第4条 登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に大野城市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 商業登記事項証明書（法人の場合のみ）
- （2） 住民票の写し（個人の場合のみ）
- （3） 市税の納税証明書又はこれに代わるもの
- （4） 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成18年要綱6号〕

（登録名簿への登載等）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条の要件に適合すると確認した者を登録名簿に登載するものとする。

3 登録名簿は、庁内及び一般にも公開するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、申請した年の8月1日から翌々年の7月31日までとする。

（登録事項の変更等）

第7条 登録者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、大野城市小規模契約希望者登録（変更・廃止・削除）届（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録を取り消し、登録名簿から削除するとともに、その旨を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

- (1) 申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかになった場合
- (2) 第3条の資格、要件に適合しなくなった場合
- (3) 倒産又は破産した場合
- (4) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第9条 小規模契約等に係る業者の選定は、原則として登録者の中から行うものとする。ただし、特に必要と認めるときは、有資格者名簿に記載されている者を選定することができるものとする。

(契約保証金)

第10条 登録者との契約締結に際しては、大野城市財務規則(昭和53年規則第3号)第103条の2の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(前払金)

第11条 小規模契約等については、前金払及び部分払の対象外とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。